

会議の名称	(番号) 1-19	第18回墨田区景観審議会		
開催日時	令和元年11月21日(木) 10時00分から11時30分まで			
開催場所	墨田区役所12階 122会議室			
出席者数	委員8人(欠席0人) 篠崎道彦 坂井文 村山顕人 笠井孝 岡本郁雄 岸成行 田中芳文 蓮見修			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
報告事項	(1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) 墨田区都市計画マスタープランの改定について (3) 墨田区景観計画における区域名の変更について (4) アート作品の取扱いについて			
配付資料	(郵送済み) 次第 資料1 墨田区景観審議会委員名簿 資料2 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況 資料3 墨田区都市計画マスタープラン(概要版) 資料4 墨田区景観計画変更概要 資料5 アート作品に関するアンケート(平成30年度実施・再掲) (本日机上配付) 参考資料1. 墨田区景観計画 参考資料2. 参考図書(景観法、景観法施行令、墨田区景観条例、墨田区景観規則)			
会議概要	1 開会 2 委員紹介 3 議案 (1) 会長・副会長の互選について 4 報告事項 (1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) 墨田区都市計画マスタープランの改定について			

	<p>(3) 墨田区景観計画における区域名の変更について (4) アート作品の取扱いについて</p> <p>5 その他 6 閉会</p>
<p>所 管 課</p>	<p>都市計画部 都市計画課 景観・まちづくり担当 電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409</p>

第18回 墨田区景観審議会

令和元年11月21日（木）午前10時00分～

<久井課長（都市計画課長）>

それでは、これより第18回墨田区景観審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私は都市計画課長の久井と申します。改めてよろしくお願ひいたします。

本日は委員改選後初めての景観審議会でございますので、会長の選任までは事務局のほうで進めさせていただきたいと思っております。

開会に当たりまして、都市計画部長、渡辺からご挨拶を申し上げたいと思っております。

<渡辺部長（都市計画部長）>

改めまして、皆さんおはようございます。都市計画部長の渡辺でございます。本審議会の事務局を務めさせていただいております。

本日はご多用の中、早朝から本墨田区景観審議会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいま久井課長のほうからも話がありましたように、今回が委員改選後初めての審議会ということで、新たな委員の方も含め、快く委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

本来であれば区長の山本から直接皆様にご挨拶をお渡しすべきところではございますが、公務の都合上かなわず、大変申し訳ございませんが、皆様のお手元に配付をさせていただいた次第でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局としては、円滑な審議会の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。事前に送付をさせていただいているものでございます。もしお持ちでない方がおられましたら、事務局でもご用意しておりますが、大丈夫でしょうか。

では、確認をさせていただきます。まずは次第でございます。続きまして、景観審議会の委員の名簿ということで、右上に資料1と書いてあるものでございます。資料2が墨田区の景観条例に基づく事前協議届出状況でございます。資料3でございますが、墨田区の都市計画マスタープランの概要版を今回、つけさせていただいております。資料4が景観計画の変更概要、令和元年11月12日というものがございます。もう一枚、資料5のアート作品の取扱いに関するアンケートが、これは平成30年度にも出させていただいたものですが、再度、今日の議論の一つになればなと思ひまして、つけさせていただいたものでございます。

以上6点になりますが、おそろいでしょうか。

そのほか、机の上に景観計画をお配りさせていただいているのと同時に、関係法規についても机の上に配付させていただいているところです。

続きまして、委員の出席状況をご報告させていただきます。

出席が8名ですので、過半数の委員さんが出席されていますので、本審議会は成立しております。

では、早速ですが、次第の2の委員の紹介をさせていただきたいと思っております。

このたび、令和元年5月31日の任期満了

に伴って委員の改選がございましたので、委員の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験者から篠崎委員。

<篠崎委員>

よろしくお願いします。

<久井課長（都市計画課長）>

坂井委員。

<坂井委員>

坂井です。どうぞよろしくお願いいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

村山委員。

<村山委員>

よろしくお願いします。

<久井課長（都市計画課長）>

関係団体職員から、笠井委員。

<笠井委員>

笠井と申します。よろしくお願いいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

岡本委員。

<岡本委員>

岡本です。よろしくお願いします。

<久井課長（都市計画課長）>

区民公募から、岸委員。

<岸委員>

よろしくお願いいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

田中委員。

<田中委員>

よろしくお願いいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

なお、区民委員につきましては改選時には3名決定しておりましたが、ご事情により1名、ご辞退ということになりましたので、今後、2名で進めていきたいと思っ

てございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、関係行政団体職員から蓮見委員。

<蓮見委員>

蓮見です。よろしくお願いします。

<久井課長（都市計画課長）>

皆様、よろしくお願いいたします。

では、次第に沿いまして、次の3番でございます。

早速、議案を進めさせていただきたいと思

います。議案の1、会長及び副会長の互選でござ

います。墨田区景観規則第41条により、会長及び副会長は委員の互選で定めることとなっております。立候補またはご推薦があれば、

お願いいたします。ないようですので、事務局案として、会長に篠崎委員、副会長に坂井委員をご推薦したいと思

いますが、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、拍手をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。では、会長に篠

崎委員、副会長に坂井委員にて決定させて

いただきますと思います。

では、篠崎会長に一言、ご挨拶のほうを

よろしくお願いいたします。

<篠崎会長>

改めまして、篠崎でございます。会長と

いうことでご推薦とご承認いただきました。

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

言うまでもなく、景観というのは都市の環境の形成にとっても、また墨田区のブランディングというような観点でも大変重要な事柄だと思いますので、皆様のご協力い

ただきながら、この審議会、進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

<久井課長（都市計画課長）>

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以後、議事進行につきましては篠崎会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

<篠崎会長>

それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、議事の説明者のご承認を図りたいと思います。

説明者として、渡辺都市計画部長、久井都市計画課長、遠藤都市計画・開発調整担当主査、佐藤景観・まちづくり担当主査、川主事。

また、景観アドバイザーの村上先生、同じく吉田先生についてご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

承認いただきましたので、議事に入りたいと思います。

本日は報告事項が4つございます。

1つ目は、墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についてです。

事務局、お願いいたします。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

では、お手元の資料、先ほどお配りしました資料2を用いてご説明いたします。

前方のスクリーンを中心に見ていただければと思います。

届出状況のご報告の前に事前協議及び届出対象の規模等についてご説明いたします。

まず、事前協議についてですけれども、建築物は高さ15m以上かつ延べ面積3,000㎡以上が対象となっております。工作物は、

確認申請を要する規模の工作物のうち高さ15m以上に当たるもの、開発行為は開発面積500㎡以上ものが対象となっております。事前協議の対象となりますと、景観アドバイザーと協議していただく必要がございます。

次に、届出についてですけれども、こちらは建築物は高さ15m以上または延べ面積500㎡以上が対象となっております。工作物と開発行為は届出対象と事前協議の対象が同じ規模となっておりますので、届出と事前協議は基本的にセットとなっております。

なお、平成29年6月に亀沢地区が景観形成重点地区に指定されたことによりまして、亀沢地区における建築物は原則として全てが届出の対象となっております。同じく、工作物について高さの規定はなく、確認申請が必要な規模であれば全て対象となっております。

続きまして、年間の届出件数についてですけれども、去年、平成30年は172件の届出が出ておりました。そのうちの内訳としましては、事前協議の対象となるものが16件、届出のみ対象となるものが156件となっております。

参考までに、景観条例の届出件数と墨田区の確認申請の件数の関係についてお示しております。左の目盛りと青い折れ線グラフが墨田区内の確認申請の件数を、右の目盛りと赤い折れ線グラフが景観届出件数をあらわしております。確認申請の件数と景観条例の届出件数はほぼ比例している様子が分かるかと思えます。

次に、工作物についてですけれども、平成30年度の事前協議及び届出の申請はございませんでした。

次に、開発行為についてですけれども、平成30年の事前協議及び届出の件数は3件となっております。内容につきましては、道路廃止に伴う開発行為が2件と、宅地開発に伴う開発行為が1件となっております。

続きまして、亀沢地区における届出件数についてこちらにご紹介しております。亀沢地区は平成29年に景観形成重点地区に指定されておりますので、平成29年と平成30年のみ出ております。景観形成重点地区に指定されてから、戸建て住宅等の小規模建築についても届出の対象となっております。平成30年度の事前協議及び届出の件数は16件、全体の届出の9%となっております。また、こちらの16件のうち7件が景観形成重点地区の指定により新たに加えられた対象規模の届出となっております。景観形成重点地区に指定されたことの効果が見られます。

続きまして、景観アドバイザーの年間協議日数についてです。事前協議対象となる比較的大きな建築物や区の施設については、景観アドバイザーとの協議を行っております。平成30年度の年間協議日数は延べ21日となっております。

こちらで墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についての説明は以上となります。

<篠崎会長>

ただいまの報告についてご意見、ご質問ありましたら伺います。いかがでしょうか。よろしいですか。

<坂井委員>

質問なんですけれども、これは延べ日数だと思っんですね、今見ている。で、何件についてどれだけの日数かかった、逆に言

うと1件当たり何日ぐらいのアドバイザー協議がされているのか。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

おおよそ1日に当たり3件から2件、定期的に行っております。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

大体月に1回のペースで開催しております。

<坂井委員>

その3件というのは1回で終わりなのか、その次にまだ継続審議みたいに続いていくのか。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

基本的には1回のみになります。

<坂井委員>

1回なんですね。ありがとうございます。あと、ごめんなさい、もう一件。工作物、今年度はゼロ件なんですけれども、これは多くは携帯の基地局というようなものでしょうか。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

基本的には屋外広告物の申請がメインとなっております。

<坂井委員>

そちらですか。ありがとうございます。

<篠崎会長>

ほかにいかがでしょうか。

<村山委員>

もう一点いいでしょうか。亀沢地区の届出件数のグラフがあるんですが、その他が大部分なんです、その他というのはどういう内容ですか。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

亀沢以外のエリアの届出の件数になっております。

<村山委員>

なるほど、そうですか。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

これは区全体を示してしまして、亀沢だけだと16件で、7件が、うち小規模という表現です。

<村山委員>

承知しました。

<篠崎会長>

いかがですか。よろしいですか。

それでは、2つ目の報告に移ります。

墨田区都市計画マスタープランの改定についてです。

事務局からお願いします。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

では、墨田区都市計画マスタープランの改定についてご説明いたします。

お手元のこちらのマスタープランの概要版と、あとは前方の画面をご覧くださいればと思います。

今年の3月に墨田区景観計画の上位計画に当たります墨田区都市計画マスタープランの改定がございましたので、簡単にご報告いたします。

都市計画マスタープランは、墨田区の都市計画に関する基本的な方針をまとめた、まちづくり分野の中でも最上位の計画でありまして、おおむね20年後の2040年を見据えた本区の将来ビジョンを示したまちづくり計画でございます。平成10年に初めて策定しまして、平成20年に一度改定しており、今回が2回目の改定となります。

まちづくりの目標としましては、「下町文化にふれあい 人とつながり「すみだらしさ」を次世代に継承するまちへ」ということを掲げ、人と人がつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に

作っていく社会を目指しております。このまちづくりの目標実現に向けて、さらに4つの目指すべき都市像を掲げております。

目指すべき都市像ですけれども、都市像1、安全・安心に暮らせるまち、都市像2、ものづくり文化の個性がきらりと光るまち、都市像3、人、まち、文化のつながりを生かしたまち、都市像4、すみだならではの生活が実現できるまち、以上の4つを掲げております。

次に、全体構想と将来都市構想について簡単にご説明いたします。こちらの画面にお示ししていますのは、墨田区の将来都市構造を示したものです。特徴としましては、今までの都市計画マスタープランでは丸で囲んでいる拠点というものと、点線で示している都市軸、この2つで構成されておりましたが、今回新たに地図上に色づけしておりますエリアという概念を導入しています。すみだ北部エリア、すみだ中央部エリア、すみだ南部エリア、あと隅田川沿線エリアの4つ、このような考え方を導入したことが今回の大きな特徴となります。

先ほどお伝えしました4つのエリア、こちらはまちの成り立ちや個性が異なりますので、それぞれのエリアに応じたまちづくりの進め方を定めております。

続きまして、分野別構想についてです。都市計画マスタープランでは、都市計画に係る主要な分野ごとの方針を示しておりまして、そのうちの1つ、4番に書かれているところが景観に関するものになります。

景観に関する方針は4つございます。1つ目、水と緑を生かした景観まちづくり、2つ目、地域の特色を生かした景観誘導、3つ目、魅力とにぎわいのある景観形成、

4つ目、地域との連携による景観まちづくりの推進。それぞれの詳細につきましては今日は割愛させていただいております。お手元の資料の16ページにもう少し詳しいものがありますので、よろしければ併せてご確認いただければと思います。

景観の分野に関しまして、前回改定からの大きな変更点をお伝えいたします。大きく5つあります。1つ目は、今回の都市計画マスタープランで強くうたわれているのは、協治ガバナンスや協同のまちづくりといった観点です。その観点は景観の分野にも示されています。

2つ目、前回の都市計画マスタープラン改定後に策定された墨田区景観計画の内容が反映されています。

3つ目、前は川を整備していくということに重点があった川や緑の分野なんですけれども、今回はまちを含めた沿川の景観形成や水と緑の連携、そういったところに重点が置かれるようになりました。

4つ目、スカイツリーができたことにより、国際観光都市としての観点が加わっております。

5つ目、拠点ごとにふさわしい顔づくりを推進するといった観点が加わっております。

墨田区都市計画マスタープランの改定についての説明は以上となります。

なお、皆様には今日は概要版をお配りしておりますけれども、本編についてもお渡しすることができますので、ご入り用の方は会議の後にお声がけいただければと思います。

説明は以上となります。

<篠崎会長>

それでは、ただいまの報告について質問、ご意見、ありましたらお願いいたします。

<田中委員>

最後のほうですね、拠点ごとにふさわしい顔づくりをするというんですけれども、例えば具体的なものというのは現在、挙がっているようなものがあるのでしょうか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね、都市計画マスタープランでも拠点ごとのまちづくりを進めていくというのが中心に語られていると聞いています。墨田区の景観につきましても、墨田区だからこうというのではなくて、南部と北部でもちょっと違ったりしますし、もっと細かくしていけば、例えば景観に力を入れている亀沢のエリアだとかそういったところは独自の活動とかをしたりしていますので、そういったことを後押ししていくような内容というように思っております。

<田中委員>

要は、新規にこれからいろいろ提案が民間でも出ると思うんですけれども、そういうので少し緩やかに採用していくという方向も何かあるかなと思って、ちょっとお伺いしたんですけれども。

というか、例えば色やなんかいろいろ規制とかありますね。だけれども、個別に、その規制とちょっと除外するような、ちょっと特別な、最後のアートの話もなると思うんですけれども、そういったのは少し緩和して、個別に判断できるような場面もあるかなと思ひまして、ちょっとお伺いした。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

地域ごとのふさわしさという観点でということですかね。

<田中委員>

はい。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね、今、実際のところ、その地域に応じて色彩基準というのは定めていて、その範囲で計画していただいているんですけども、そこにすごく特徴があるかというのと、そうではないのが実際のところで、大体、区では同じような考え方を皆さんに守っていただいている、その例外となる場合にはそれなりの手続が必要ということにはなっています。

<田中委員>

分かりました。

<篠崎会長>

ほかにいかがでしょうか。

<村上アドバイザー>

私たちが発言していいですか。

<篠崎会長>

どうぞ。

<村上アドバイザー>

今回、水と緑を生かした景観づくりというので、項目としては大きく挙がってきたわけなんですけれども、景観アドバイザーをしまして、緑の点について、もともと墨田区では都市の省エネルギーということで緑化の面積を大事にしまして、景観上の緑というか、高木を植えるとかそういう基準がないものですから、隣地との境の50cmぐらいのところでも緑化すれば緑化率はオーケーであり、それから芝生でも植えれば緑化になっているので、景観の視点で緑を考えるような方向性を持つことに、この都市マスの改定で区の方針として変えていただけるような見込みがあるのかどうか、逆に言うと、お願いしたいなということもあるんですけれども、よろしくお願

いします。

<篠崎会長>

事務局から何かありますか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね、おっしゃるとおり今、基準は面積なんですよ。マンションとかであれば建物の前にシンボルツリーを置いたりと同じ面積でも随分効果が違うということをおっしゃっていたりするのかなと思うんですけども、都市計画マスタープランで書かれているのはすごく大きな方針でしかないので、やっぱり景観協議の中でそういったことはやっていくしかないのかなと思っています。

<渡辺部長（都市計画部長）>

都市マス概要版には多分書かれていないと思うんですけども、本書のほうでは少し、小規模な観点というか、すみだらしさのところでの景観というか、緑化をどうするかというようなところで、「下町らしい風情をかもし出す路地の地先緑化など、細街路の拡幅整備と併せたルール作りを行い、身近な緑の創出や住宅地における緑化誘導促進をします」と、そういった表現もございます。なかなか、村上先生おっしゃるように、限られた、すみだ13.77km²の中で、大きな緑を増やしていくというのは難しい中で、都市マス上ではそういった小さなところから始めましょうというような工夫も、うたわれていますので、ご理解いただければと思います。

<村上アドバイザー>

私も墨田区と長く関わっているんですけども、もともと江戸時代の埋立地のほうは、土質の点からか、余り大きな木が少ないわけなんですけれども、向島とかそういった

辺りは結構木があるという、そういう大きな特色、ゾーンの特色があるんですね。

ただ、先ほどちょっと部長の説明にありましたように、小さな緑、角地とか目立つ場所にちょっと高木を植えるというのは積極的に点数評価されるとか、何かそういうものがあると、もっと推進されるのではないかなという感じをいつも思っています。何か裏側のほうの目立たないところに植えるものが非常に多いものですから、メンテナンスもどうやってやるのかなというのがあります。もし意見として今後、緑課のほうで考えていただけましたらいいかなと思います。

<篠崎会長>

ありがとうございます。墨田区は緑マス、今は何というんですしたっけ、緑の基本計画はありますか。

<渡辺部長（都市計画部長）>

あります。

<篠崎会長>

その中で、まず調査が先にあると思いますけれども、緑の現況の把握とか、今、村上先生おっしゃったような事柄についても。

<渡辺部長（都市計画部長）>

やっております。

<篠崎会長>

触れてはいるということですね。

<渡辺部長（都市計画部長）>

墨田区は昭和47年に緑化宣言をして、それ以降、緑化に努めてはいるわけですが、なかなかまとまった緑が増えない状況の中で、目に見えて緑被率が上がっているということはないんですけれども、徐々にできるところからというように考えております。今この景観審議会にて、そういつ

たご意見頂きましたので、緑化担当にお伝えしたいと思います。

<村上アドバイザー>

緑被のほかには緑視という観点もありまして。

<渡辺部長（都市計画部長）>

そうですね、緑視率という視点でも、環境担当のほうでは何とか増やしていこうという取り組みもしておりますので。

<篠崎会長>

ありがとうございます。

<久井課長（都市計画課長）>

ちょっと参考までに。環境担当では今、緑の基本計画というのを作っております。その中の私、委員でもありまして、緑視率が例えば江東区とちょっと違うところがありますので、なるべく壁面、道路側への壁面緑化だとか、その前の緑地だとかというところに反映させるようなことも一つ、考えてくれないかというのは申し入れていきたいなというふうに思います。

<村上アドバイザー>

そうですね。マスタープランが変更されますと、緑とかいろいろなところが少しずつ直されますので、チャンスだと思うので、よろしくお願いします。

<篠崎会長>

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、3つ目の報告に移ります。

墨田区景観計画における区域名の変更についてです。

これも事務局からお願いします。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

墨田区景観計画における区域名の変更に

ついてご説明をいたします。

お手元の資料4及び前方の画面をご覧ください。

墨田区景観計画では、区内に一般区域、特定区域、景観形成重点地区といった区域を定めまして、地域特性に応じた景観形成の誘導を行っております。墨田区のちょうど中心付近にあります特定街区の区域名については、押上・業平橋駅周辺という名称から、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺に変更を行いましたので、今回ご報告させていただきます。

変更の経緯をご説明いたしますと、まず平成24年に東京スカイツリーの開業に伴いまして、駅名がとうきょうスカイツリー駅に変更となりました。そして、今年の3月に、先ほどご説明しました墨田区都市計画マスタープランの改定がありまして、駅名に伴う拠点名の変更を行いまして、これに基づいて、このエリアの地区計画の名称変更を令和元年11月1日に行いました。墨田区景観計画における区域名は、この地区計画の名称を指定の根拠としておりますので、今回併せて変更を行いました。

変更は名称のみで、範囲ですとか制限の内容に変更はございませんので、軽微な変更として扱っております、本日もご報告しております。

墨田区景観計画における区域名の変更についての説明は以上となります。

<篠崎会長>

それでは、この報告について御質問、ご意見等ありましたら伺います。

これはよろしいですかね。

それでは、4つ目の報告です。

アート作品の取扱いについてです。

事務局からお願いします。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

本日、最後の報告となります。アート作品の取扱いについてご説明いたします。

お手元の資料5及び前方の画面をご覧ください。

前々回の第16回から継続して議論していただいておりますアート作品の取扱いについてですが、今回、委員の改選もございましたので、少し振り返ってみたいと思います。

第16回、前々回の審議会において、アサヒグループホールディングス株式会社からの炎のオブジェの塗り替えについての報告をいたしました。その中で、アート作品というのを色彩計画に当てはめるということの是非ですとか、アート作品と工作物や屋外広告物の判別の難しさ、アート作品と称した屋外広告物の氾濫のおそれなどの議論がなされまして、オブジェなどのアート作品の取扱いについて、引き続き検討が必要ではないかという意見となりました。

それを受けまして昨年、各区、計22区に対してアンケートを実施いたしました。アンケートの内容は、アート作品の例として、壁面自体に着色を施したものですとか、建物自体が何かの形状を模す等のデザインを持つもの、工作物に該当するようなオブジェ、こんなものを例として挙げた上で、各区の取扱いについて確認いたしました。

景観計画等においてアート作品を通常の建築物や工作物と同様に扱うかという質問をしたところ、同様に扱うが14区64%、同様に扱わないが5区23%という回答でした。

同様に扱うとした区のコメントとしましては、一般の建築物や工作物として扱いま

すという回答ですとか、原則としては同様に扱うけれども、景観計画にて例外を設けているため、該当すれば適用除外とすることはできる、あとは、事例がないため、その都度判断するなどがありました。

同様に扱わないとした区のコメントとしましては、基本的にアート作品自体は色彩計画の対象外であるというお答えですとか、屋外広告物条例の対象となる場合は届出の対象外になる、工作物はそもそも届出対象外である、彫像・オブジェなどはもう専門委員会の了承は不要というような規定があるなどの回答がありました。

アンケートの結果より、アート作品の取扱いについては、必ずしも通常の建築物や工作物と同様に扱っていない状況が見受けられました。

こういったご報告をしたところ、前回の審議会で委員の皆様からは、例えば橋梁、アート、門や塀とか、こういったものを全て工作物として同じ基準で扱うことはすごく難しいことではないかという話と、アート作品とそうでないものの区別はすごく困難である、アート作品のふさわしさは周辺環境によるのではないか、外国にあるアート作品が墨田区にあったらどうかというような例をお話しされていたかと思います。あとは、色彩とか形態の基準を決めるのではなくて、手続に関するルールを決めて、緩やかに運用してはどうか、こういった意見を前回、頂くことができました。

頂いたご意見を基に、検討の方向性を整理しました。まず、今、既存の景観計画がございますので、現在の墨田区景観計画を基準として考えていこうというもの、あとは、アート作品の定義、これはちょっと決

めることが難しいので、これについて定めるということはとりあえず行わない、それと、周辺環境との調和に重点を置いて考えていきたいということ、それから、色彩、形態の基準ではなく、手続の方向性について検討していく、こういった方向性をもって墨田区としては検討を始めました。

こういったことを踏まえて検討している中で、幾つか参考となった事例がありますので、ご紹介したいと思います。

今、画面にお示ししていますのは、他区の事例にはなるんですけども、色彩計画に合わない壁画の改修についてです。小学校の壁画だそうなんですけれども、外壁改修に伴ってこの壁画自体も塗り替えようと考えているけれども、色彩基準に合わせる指導をすべきかどうかということで、各区に相談がありました。この区では最終的に、いろいろな方向性で検討をされていて、例えば景観計画の策定以前のものであるとか、著名な方の作品であるとか、そういった観点も含めて検討されたそうですが、最終的には現在の壁画を、今これは色彩基準に合っていないんですけども、塗り直すのであれば、今の色彩基準に合うように塗り替えるような指導になったとのことでした。

2つ目の事例、これは墨田区内で今年届出のあった建築物なんですけれども、色彩の基準内ではあるものの、ちょっと周辺環境との調和に疑義のあった事例です。この建築物は、アートだとかそういったことを言っているわけではなかったんですけども、デザイン性を売りにしたホテルということでした。この建築物が、例えば錦糸町みたいな繁華街にあるのか、それとも住宅

街にあるのかというようなことで印象も変わってくると思うんですけども、色彩基準に合っていたとしても、少なくとも住宅街の町並みにはそぐわないといった印象を得る方が多いのではないかと思います。

次に、3つ目の事例です。こちらは、届出の対象規模ではないけれども景観への影響がある事例として挙げさせていただきま。今年、東武鉄道さん、高架下で広範囲におよぶ一連の店舗計画の相談がありました。一件一件は小さい規模なので、届出対象にはならないんですけども、この一件一件が数百m続くようになりますので、これは街並みに対する影響が大きいということで、任意で景観アドバイザーの協議を行っていただきました。

あと、具体的な計画があるわけではないんですけども、例えば両国駅の擁壁には広範囲で壁画があります。こういったものも、もし今後、塗り替えという話があった場合には、届出の対象にはならないんですけども、街並みへの影響という観点では大きいのかなというようなことが考えられます。

こういった事例を通しまして、墨田区としての手続の方向性というのを少しまとめてみました。赤字にしている部分は、現在の景観計画に反しない範囲で取り入れている内容です。

1つ目は、アート作品を含めて、色彩基準に合わない計画を進める場合は、今までどおり景観アドバイザー会議を経まして、景観審議会でごさわしいかどうか、これを検討するという流れで考えています。

2つ目、色彩計画に合う計画であっても、先ほどのホテルなど、周辺環境との調和に疑義がある場合、こういった場合もあると

思います。こういった場合は、規模にかかわらず景観アドバイザー会議にかけるように誘導していきたいと考えています。

3つ目、届出規模に満たない場合であっても、景観への色彩が大きい特殊な案件、例えば先ほどの鉄道施設ですとか、今まで協議してきましたアート作品で届出規模に満たないもの、こういったものはそもそも届出の対象ではないので、区で情報を得られないということもあると思うんですけども、やっぱり相談があった場合には、景観アドバイザーの先生方を含めてちょっと協議していきたい、そんな形に誘導していければと考えています。

最後に、繰り返しになりますが、墨田区としての方向性のまとめです。

1つ目、アート作品としての特別扱いは現段階では行いません。なので、現在の景観計画に沿った指導を行って、例外対応は景観アドバイザー会議や審査会で判断していきたいと思っています。

2つ目は、町並みへの影響が大きい計画の場合は、規模に満たなくても、景観協議に努めて行って、町並みの景観形成につなげていきたいと考えています。

3つ目、景観計画改定の際には再度十分検討を行うということで、今回3回にわたって貴重な意見を皆様から頂くことになりましたので、次回、景観計画を改定する際には、意見のありました橋梁ですとか彫像・オブジェなどの色彩基準、または例外規定について改めてちゃんと検討を行って、今回の議論を生かしていきたいと考えております。

以上、アート作品の取扱いについての報告を終わります。

<篠崎会長>

ありがとうございました。

今日は何かを決めるということではなく、これまでの検討について何かご質問等があれば、整理しておくということかと思いますが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

<坂井委員>

いろいろと貴重な資料というか、22区の事例を見せていただいた。ぜひケーススタディーみたいな感じでまとめておかれるのはとてもいいんじゃないかと思いました。

というのも、この前の前のページでしたか、結局このアドバイザー会議のほうに委任せるといふところが多いように思うんです。迷ったときにケーススタディーみたいなものがあると非常に分かりやすいし、もちろんここでやられた、アドバイザー会議でやられた議論についても、ためていくということをするということが非常に重要だと思えます。つまり基準を作らないということは、裁量になりますので、先人がどんな議論をしてきたかというものをまとめるといふことは非常に大事だというふうに思いました。

もう一点、色彩のお話がありましたけれども、よく景観というと色みたいなことがずっとありました。建築物とか橋といった非常に大きな表面積を持つものが全て真っ赤であったら困るとか、彩度が高いものが困るといふような、そんなことだったと思うんですね。

例えば、先ほど見せていただいた小学校のイルカの絵とか、面積に対しての大きさということがあると思うんですね。つまり、

壁面の中にその違反している色を使っている部分が10%、15%ぐらいですかね。それに対しても色彩の基準を当てはめるのかということ、少し何か議論してもいいんじゃないか。たとえ小さな点でも、この景観計画にそぐわない色は使ってはいけないみたいなことではないと思うんですね。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

そうですね、今の景観計画の中では、各立面に対して5%までは認めているので、本当にアクセントで使う場合には可能なんですけれども、例えばこのイルカの事例とかになると、この青の部分が恐らく色彩の範囲外になるので、そうするとちょっと面積が大きいかなと思います。

<坂井委員>

プラス5%以上だというご判断ですね。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

そうですね。この区はたしか5%とかそういう規定がなくて、さらに苦しんでいたといいますか、そういったことはおっしゃっていました。色彩基準から外れる色は全く使えないというルールがあるそうです。墨田区の場合は、5%以内、例えばほかの面も合わせたり、もう少し柔らかく判断できる可能性もあるかとは思っています。やはり長く親しまれたものは、できれば残してあげたいという気持ちもありますが、今もし墨田区でこの届出があったとしたら、景観審議会までの手続を経なければ認められないため、2カ月かかるかという話になると、もしかしたら学校のほうのスケジュールで諦める可能性もあるかと思えます。こういったものをもう少しフォローしていく仕組みというのが次の改定で考えていけたらいいんじゃないかなと個人的には思っていま

す。

＜坂井委員＞

ぜひそちらの方向に、考えていただければと私も思います。

以上です。

＜篠崎会長＞

ほかにかがでしょうか。

＜佐藤主査（景観・まちづくり担当）＞

皆さんからいろいろご意見を、今回頂けるかなと思っていたんですけども。

＜吉田アドバイザー＞

このようなものが、墨田区で出てきたら困るなと思って聞いていましたが、アートの領域と色彩の関係は難しい問題ですね。アートの一つの使命として、慣例的なものに杭を打ち込んで、より深く考えてもらうこともありますね。心地よい調和感ばかりではなく、むしろ違和感をつくり出して告発するという方法も使います。しかし、このようなアートの在り方は基本的には美術館が保護していて、そこで自由に発言できるようになっていますから、公共空間にアートであれば自由に出てきてもよいということにはならないと思います。ビール会社の屋上に乗っている炎のような造形物に関しても、アートなのか広告物なのかという議論はありますね。フィリップ・スタルクが、デザインしたからアートだということにはなりません。

また先ほどのホテルの外壁にいろいろなパターンをつけたものを、アートだと押し切られるとちょっと問題があります。アートの価値は時代によっても変わるし、何処までがアートかという問題はずっと残ると思います。また、先ほどのイルカの絵は、子供たちが描いたとか、市民が描いたという

ことで支持されているところもあると思いますが、ここにも問題があって、市民とワークショップで描けば何を描いてもよいということにもならないと思います。地域で淋しいところに絵でも描いて楽しくしたいということは良いことだと思いますが、絵の質にもよりますね。質が低く景観的には問題が大きくな時には、先ほどの5%とという数値を出してあまり大きな面積に高彩度色を使って描くことを抑えるということも出来ますが、アートには少し寛容でありたいとも思うので、数値基準だけですべてを縛っていくのも問題があります。このような問題に対しては、私はまずは現場に行って、その見え方がどのようになるかを注意深く検討することにしています。アートは少しとげがあり、ある人たちにとっては少し不快なことを意識的に行うこともあります。しかしそれが、都市が活性化する力になることもあると思います。わが国では公共空間におけるアートの扱いにはまだ慣れていないので、事例を集めて議論して、今後の在り方を考えていく必要があると思います。

＜篠崎会長＞

ありがとうございます。

どうぞ。

＜田中委員＞

今おっしゃったとおり、アートとか、例えば建築物を作品と考えている設計者も結構いるんですけども、結局、自己主張そのものなんですね。それで、目立たないとか、目立たなければ意味がないぐらいに考えている方が多くて、そもそも調和というのは自然に時間の経過でできるものなんだと思うんですけども、だから、それを何らかの形で、このパーセントで規制す

るとかなんかってなかなか難しいし、芸術作品というのは大体主観ですよ、これが芸術だと思う人もいるし、例えば岡本先生の太陽の塔とか、エッフェル塔でもそうでしたかね。

ですから、これはもう本当に、この前かな、前の会で岡本委員がおっしゃったとおり、アサヒのあれですけれども、時間の経過で、それがもう本当に景観になってしまいうんです。例えば、写真でも何でも吾妻地区を代表する景観には必ず入っておりますので、だから、それを色で一律に規制するのは難しい。そこは、そういったものを今、吉田先生おっしゃったみたいに、いろいろ事例を集めて、それで、こういうのは墨田区としてはふさわしいかと、もう一つ、基準としてやっぱり不快感ですね、周りの方が不快感を持つかどうかというのは、ちょっとそこら辺が、これはもうやっぱり時間たっても消えないところなので、そういったところを細かく検討すれば、何かいいものができると思います。

<篠崎会長>

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

<久井課長（都市計画課長）>

さっきのホテルですが、最初はこの黒の部分で金物で制作して取りつけていこうというような計画だったんですね。こういった場合、外壁になるのか、はたまた工作物を外壁に取りつけたということになるのかということでもすごく迷った部分もあります。その後、経済的な事情から、これを塗装で行うという話に移ったときに、そうしたら外壁ということになってくるということも、検討事項の一つとしてありました。

先ほどの校舎に描かれた絵も、例えばこれが生徒が描いたものだったとか、そういったいきさつがあったものだったときに、前任が私、営繕課だったものですから、そういったものがもし出てきたときには、それをアートとして見て、それを一律に色だからだめよと言ってしまっているのかどうかというの、4月の着任以降、悩んでいたところがございます。

ぜひ参考までにご意見頂ければと思っております。

<篠崎会長>

ありがとうございます。

ちょっと先ほどの、基本方針を表で整理したものがあつたんですけれども、見せていただけますか。

これを見ると、一番上は審議会で検討するというような区分になっていきますけれども、それ以外は区の担当の方とアドバイザーの先生方に頑張ってもらおうという方向しかないということですよ、簡単に言うと。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

今の景観計画の中で考えると、そうだと思います。

<篠崎会長>

審議会でやったからいい結果が出るというふうにも必ずしも言えませんが、特に下の2つのような場合に、結構困ったことが出てくる可能性があるんじゃないかなというふうにも思うんです。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

手続としましては、2番目、真ん中のものについては、これで景観アドバイザーの先生方とも相談して、これは勧告とか、例えば変更命令するしかないと判断に至った場合には、審議会に諮るという手続があり

ます。色彩基準に合っている中で周辺環境と合わないということを理由に、勧告とか変更命令まで持っていくというのは困難じゃないかなというところもありまして、今その手続は省略させていただいているところではあります。

一番下の届出規模に満たないものは、そもそも墨田区が勧告とか変更命令とかが出る規模でもないのです、この3つ目については、例えば先ほどのように、景観には影響が大きいものであっても、景観審議会での審議というところに持っていくことは手続上できないという形になります。

<篠崎会長>

できないということはよく分かっているんですけども、それでできてしまうというケースが結構あるんじゃないかということをご心配しているんですね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

はい。なので、その辺の課題が大きいようであれば、今は届出対象にしていけないものを、次回の景観計画改定の際には、今、一棟ずつ届け出対象規模を判断しているものを、例えば、一団の計画みたいな考え方を入れたりですとか、そういうことで届出対象の規模にまで上げるとか、そういったことが検討の一つにはあるかもしれないかなと思います。あとは、公共性が高いもの、鉄道施設みたいなものをそういったものにくくって協議対象にしていくですとかも考えられるかもしれないですね。

<篠崎会長>

なかなか難しそうですね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね。ほかの行政も調べてみないと分からないですけども、やっぱり全て

を把握するということはできていないんじゃないかというふうに感じています。

<篠崎会長>

それでは、ここはこのアート作品に関しては、議題、今回は報告ということですね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

今回で一旦終了にして、またご報告すべき案件があったら、個別の案件として審議会でご審議させていただければと思います。

<篠崎会長>

はい、分かりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

<村山委員>

質問なのですが、景観アドバイザー会議や景観審議会でご議論した結果をきちんと区民に公開することも大事だと思うんですが、審議会は公開されていますが、アドバイザー会議でどういう判断でこれがオーケーになったとか、こういう判断でこのように勧告してこう変わったとかという結果のまとめというのは、何らかの形で公開されているのでしょうか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね、積極的に公になっているものは少ない状況です。審議会の議事録は、全てホームページとかで公開しないといけないんですけども、アドバイザー会議についてはそこまではしていない状況であります。

<村山委員>

案件によっては、区民の関心かなりが高くて、むしろ公開の場で議論したりとか、少なくともその決定の過程をきちんとお知らせしていく必要もあるかもしれないというふうに思っています。少なくとも審議会レベルまで来てしまうと、それはもう公開

されますので、その辺は結構だと思いますが、その辺も少し、次回の景観計画改定で議論すべき論点かなと思います。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

分かりました。どうもありがとうございます。

<篠崎会長>

以前、審議会の資料で、アドバイザーの先生との協議で、当初の案がこういうふうになりましたと、ビフォー・アフターみたいな対比の写真などが出てきたんですけども、それは全部積み重なっているんですか。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

そうですね、分かりやすい事例があれば、今回も発表したかったんですけども、ちょっと写真で見比べて分かりやすいという、昔よくあったような事例が最近ないので、それはとってありますので、積み重ねていきたいと思います。

<篠崎会長>

だから、アートに限らず、アドバイザー協議の中で当初計画がこういうふうになったというような資料をストックしておいて、そういうものをある程度編集しながら公開していくというやり方もあるのかなと思いますけれども。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

分かりました。ありがとうございます。

<篠崎会長>

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

<岸委員>

あそこの一番下の、届出規模に満たない特殊案件、鉄道施設、オブジェ等とあって、今回、隅田川の橋がとてもいい色に塗り替えられたなど、私は非常によかったと思

って、これは都、あるいは他区、行政とのいろいろな連携もありましたし、前任の中野先生初め皆さんが声を上げられて、いい方向へ向かったのかなと。

私、気になっているのは、大横川の親水公園とかですね、いわゆる建築ではない、看板でもない、だけれども、ちょっとこの色はとか、これはというのがあるんですね。自転車が行くところを黄色に塗ってしまったとか、あるいは歩道とか人が歩くところを赤茶色でずっと、あるいは蛍光色に近いグリーンで塗ったりとか、あるいは自転車走行レーンもマークであったり濃いブルーであったり、そういう、何か一つ、その基準が非常に見えづらい、それは建築じゃない部分で、審議会あるいはアドバイザーの方の範疇にかからない、漏れているものだけれども、非常に見た目では目に飛び込んでくる割合が大きいのがあるんですね。

今非常に気になっているのは、親水公園でも自販機が急に置かれてしまったと。防災何とかと何か説明が書いてあるんですけども、何で一時避難場所でもないああい目立つ場所にわざわざ派手な柄のものを置くのかなとかですね、ちょっとそういうの理由は分からない、管轄がいろいろ違うのかもしれないですし、親水公園の下の舗装の色とかですね、とても気になるんですね。

だから、そういうのをどういう形で、これも同じなんですけれども、漏れてしまうようなものをうまく拾い上げて、何かみんなで協議する、議論する場をうまく持っていたきたいというのがお願いします。

<村上アドバイザー>

墨田区の場合は公共空間の景観の基準が

書いていないんです。墨田区は早く景観基本計画を作っているのですが、当時公共施設の景観について書き込むことが非常に難しかった。後発のところは道路とか埋立ての河川敷とか、そういう公共空間について、審議できるようになっているわけですがそれでも、墨田区の場合、道路や親水公園とかそういう建築物以外の公共空間についてはアンタッチャブルなんです。そういうところが景観計画の見直しのときに、やっぱり公共空間とか、土木の人たちにやっていただく仕事も入れていくようにしないと、今おっしゃっているようなのは全部土木に関係していることが多いと思うんですよね。その辺が今後の大きな改定の要件になるかなと思っています。

<篠崎会長>

大変重要なお指摘いただきましたけれども。

<吉田アドバイザー>

私も色彩のアドバイスでそれが気になっています。都道で舗装はベンガラ色で、防護柵は緑で、そこにまた新しく自転車専用道はブルーで塗られ、とてもカラフルになっているところもあります。大規模な建築や区の公共施設等の色彩を調整しても、その前面にある道路や歩道橋等が、不釣り合いな色になってしまう例は多くあります。もっと公共空間の質を上げないと、民間の建築物の色彩誘導は難しくなります。また最近、吾妻橋を始め隅田川五橋の色が落ち着いた色彩に変わって来ましたが、最近夜景を見たら、ピンクやブルーの光でライトアップされていて、ちょっと不快でした。そこだけを見ていると良いのかもしれませんが、隅田川の景観全体としてみると、

照明だけが勝ち過ぎている気がしました。あのような計画は、報告が来ているのですか。また、もう少し協議が出来ないのですかね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

色については、完了とか着手の報告は頂いていますけれども、照明については届出の対象にはなっていないので、正直、把握はできていない状況です。

<吉田アドバイザー>

一つの橋だけ見るとおもしろいと思うこともあります。あのような強い色で四季折々に変わるといことになると、ちょっと心配ですね。

<篠崎会長>

いかがですか。

どうぞ。

<笠井委員>

ほかのことでもよろしいですか。

<篠崎会長>

ええ。

<笠井委員>

真ん中の、色彩基準に合う計画であっても、というところで、調和に疑義がある場合は景観アドバイザー会議に誘導するということですのでけれども、それはどこで判断して、どのぐらいの皆さんの手で。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

それが、おっしゃるとおり難しいところでして。

<笠井委員>

そこをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

一つには、近隣さんからのお声が届く場合もあります。近隣説明会などをしている

中で、パースとかを提出したときに、これはちょっと街並みにそぐわないというような意見が我々の耳に届くこともありますので、そういうのは一つの目安になるかと思えます。

あとは、正直、感覚になりますので、少し迷ったら、まず先生方に相談してみようかなというのが実際の担当としての感覚ではあります。

<笠井委員>

はい、分かりました。

<吉田アドバイザー>

先ほど話があったホテルにしても、写真でそこだけ見るとおもしろいものが出来たと感じる人もいると思いますが、既存の周辺の建築物群と合わせて見ると、そこだけ浮き上がって見えます。ですから提出する資料も、周辺の写真を撮ってそこにCGで新しい計画を埋め込んでもらうとか、関係性が見えるような方法が必要です。

単体ではなく、今あるものにどのような影響を与えるのかを地域の人達にも知ってもらいたいと思います。

<坂井委員>

今のお話で、埋め込んで、やっぱり近景、中景、遠景みたいな、歩いているときにこう見えるし、遠くから高い建物であればこんなふうに見えますということも大事なので、ということが1点と、あとちょっと話が戻ってしまうんですけども、先ほどの照明の話も、やはり夜の景観とかという、今あたりするんですけども、ナイトエコノミーですか、なんかも目指している東京では、やっぱり大事だとも思いますので、どんなふうに見えるか、ちょっと私にもアイデアはないですけども、景観計画で何

かしら、少なくとも届出とか何かをするようなことを位置づけるのもあるのかなというふうに思いました。

<篠崎会長>

いろいろとご意見頂きましたけれども、土木というか、やはり公共もフラットに検討していくという形をとるのが一番いいと思うんですね。管理区分が変わると突然色が変わるとか、それが基準の範囲であっても、かなり違う使い方をしていて、あれっと思うような場面も結構あります。

最後に話の出た、中遠の写真とか景観の中にはめ込むというようなことは、今、技術的にも結構簡単にできるので、それはやっていく方向がいいと思うんですけども、ただ一方で、技術の未熟とか、間違っただめ込み方をして、それをチェックできるかどうかということももしかしておかないといけないということもあるかなというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。また話題に挙がってくることは恐らく間違いないと思いますので、その際にもご意見頂ければと思います。

よろしいですか。

予定の議題は以上で終了いたしましたけれども、ほかには、よろしければ、次回開催予定等について事務局から説明をお願いします。

<久井課長（都市計画課長）>

次回の開催につきましては、現時点においては特に予定はしてございません。開催予定が決まりましたらご案内を差し上げたいと思っております。

<篠崎会長>

それでは、これをもちまして第18回墨田

区景観審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。